

令和元年度第4回岐阜県事業評価監視委員会

議事要旨

1. 日時：令和元年9月9日（月）10：00～11：35

2. 場所：岐阜県庁 議会東棟 第2面会室

3. 出席委員	岐阜大学 教授 工学部	八嶋 厚
	岐阜大学 教授 工学部	篠田 成郎
	岐阜工業高等専門学校 准教授 環境都市工学科	水野 剛規
	岐阜大学 教授 地域科学部	三井 栄
	岐阜県農業協同組合中央会 専務理事	松永 政人
	郡上森林組合 代表理事組合長	石田 五秀
	岐阜商工会議所 副会頭	高橋 泰之
	岐阜県商工会女性部連合会 副会長	馬淵 ひとみ
	岐阜県弁護士会 弁護士	池田 紀子
	公募 NPO法人 WOOD AC 理事	塩田 佳子
	公募 会社員	水谷 有香
	公募 会社員	森下 智代巳

4. 議事要旨署名委員の指名について

委員長が署名委員として水野委員、三井委員、森下委員を指名。

5. 議事

(1) 河川整備計画変更の報告

①長良川圏域河川整備計画

(2) 再評価実施箇所の説明及び審議

①河川事業：総合治水対策特定河川事業「一級河川 境川」[県事業]

②河川事業：総合流域防災事業「一級河川 桑原川」[県事業]

③河川事業：治水ダム建設事業「一級河川 亀尾島川 内ヶ谷ダム」[県事業]

④林道事業：公共林道事業（地方創生道整備推進交付金）「三倉～上ヶ流」[県事業]

⑤道路事業：道路改築事業（社会資本整備総合交付金事業）「(国) 418号 丸山バイパス」[県事業]

⑥道路事業：道路改築事業（県単道路新設改良事業）「(主) 白川福岡線 黒川工区」[県事業]

⑦道路事業：道路改築事業（社会資本整備総合交付金事業）「(一) 養老垂井 橋爪工区」[県事業]

6. 議事要旨

(1) 河川整備計画変更の報告

①長良川圏域河川整備計画

・説明者：河川課 鈴木課長

【質疑】

八嶋委員長

河川整備計画未策定の3圏域については、河川整備を行っていないということはないですね。

説明者（鈴木課長）

近年浸水被害が発生していない等の理由により、当面大規模な河川改修の計画がない圏域は未策定となっています。未策定の圏域についても通常の維持管理は行っています。

八嶋委員長

この3圏域については、現状では本委員会で審議する案件はないという理解でよろしいですか。

説明者（鈴木課長）

はい。

八嶋委員長

被害が起きた時にすぐに対応できるものではないので、計画の用意はしておかなくていいのですか。

説明者（鈴木課長）

予算が限られているという現状の中で、河川整備計画を策定しても計画が進まないというのも問題であるため、浸水被害等を踏まえ事業を実施する箇所について優先的に計画を策定しているという状況です。

篠田副委員長

予算的にきちんと手当できないため、災害が発生してから今回のように計画を見直して起きた災害に対応できるようにしていくという方針については何も異論がないのですが、住民にとっては、災害が起きてから対応してもらうというスタンスというのは、非常に不安になると思います。逆に、住民の方に、予算がないためこういうやり方で進めざるを得ないということを理解していただきながら、自分たちの住んでいる所が行政によって完全に守られているという意識を植え付けずに危険があるということを認識してもらいつつ、でもいざというときには行政が実施する工事が発生してくるということをきちんと伝えていくことが大事だと思います。住民によっては、行政がきちんと対応してほしいと言う方も出てくるかもしれませんが、ここまではできるけどここから先はできていないから注意してください、ということをしつかりアナウンスしていくべきだと思います。このような内容について、検

討委員会で意見等は出たのでしょうか。

説明者（鈴木課長）

資料中の「整備計画の変更概要」に記載しておりますが、「水害リスク情報の共有等によるソフト対策の充実」を今回の整備計画変更における追加事項としています。河川整備をした場合でも大きな洪水等が発生する危険性もあるということについて住民の皆さんに日頃から意識をしていただくという意味で、県では、整備計画の有無に関わらず、県の全河川においてリスクのある地域の水害に関する情報を発信し、住んでいる地域についての危険性を認識していただくということで対応しており、引き続き、住民の皆様にご説明していきたいと考えています。

（２）再評価実施箇所の説明及び審議

①河川事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・ 審議事業：総合治水対策特定河川事業「一級河川 境川」
- ・ 説明者：河川課 鈴木課長

【質疑・意見】

なし

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

②河川事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・ 審議事業：総合流域防災事業「一級河川 桑原川」
- ・ 説明者：河川課 鈴木課長

【審議】

石田委員

長良川と桑原川の河道が並行していますが、今までの災害で長良川から逆流するということはなかったですか。

説明者（鈴木課長）

樋門があるので、そこで本川の水は止めます。平成18年、平成19年の浸水被害でも、合流点付近ではなく上流部で被害が起こっています。

馬淵委員

河床を平坦とせず多様性を持たせるということは、どのように動物の生息環境に配慮したことになるのかを教えてください。

説明者（鈴木課長）

瀬淵ができるので、瀬に依存する生物や淵に依存する生物に対して必要な生息環境が作られます。

馬淵委員

河床を深く掘るのではなく、浅いところも作るということですか。

説明者（鈴木課長）

はい。

篠田副委員長

河道改修がメインということでご説明いただきましたが、平成18年と平成19年に上中流域で浸水被害が発生していますが、これは桑原川本川の氾濫による被害なのか、桑原川に流入する支川や水路の氾濫による被害なのか、どちらだったのですか。

説明者（鈴木課長）

平成19年については、整備計画箇所より上流のエリアが被害を受けていますが、これは桑原川ではなく中小水路の氾濫です。

篠田副委員長

何が言いたかったのかと言いますと、流域の中から出てくる水が急に中小の水路に集まり、上流から流下する桑原川本川の水位が高くなっているがゆえに、中小の水路からの水が正常に流下せずにそこで氾濫を起こすという現象になっていると思います。今回、事業を巡る社会経済情勢等の変化においてお伝えいただいているとおり、商業施設の立地があるということですが、既に出店している施設やこれから出店を計画している施設に依頼して、その駐車場に遊水地の機能を持たせるというようなことは、この事業の一環として進めているのでしょうか。そうすることによって、中小の水路の氾濫を抑制し、ひいては桑原川の氾濫を抑制することに大きく貢献すると思われます。実際、そのようなことは全国でも岐阜県下でも実施されていますが、この事業においてご検討されているのですか。

説明者（鈴木課長）

事業の中では、商業施設に貯水施設を作るということは実施していませんが、大規模開発において必要な貯留施設を作るというような規制は、羽島市が、都市計画において行っています。

篠田副委員長

事業評価における費用対効果のベネフィットの部分には入っていないのですか。

説明者（鈴木課長）

入っていません。

八嶋委員長

シミュレーションにおける氾濫域と、平成18年の被害における実際の氾濫域がかなり違いますね。事業の効果に関するシミュレーションが、実際の氾濫を再現していないということに関しては問題ないのですか。

説明者（鈴木課長）

シミュレーション上は、あくまで桑原川の外水氾濫を表していますが、実際には内水氾濫が平成18年に起こっており、その再現ができていません。ただ、事業自

体は桑原川の外水氾濫を抑制するための事業ということで、それに対する事業効果を算出しています。

篠田副委員長

河道改修をこの事業のメインとしているが故に外水氾濫のシミュレーションのみを行っているということで、それはよく理解できますし、それで大丈夫だと思います。ただ、八嶋委員長の指摘されたように、実現象は外水氾濫と内水氾濫の重複によって発生しているので、この事業を実施することによって安心して暮らせるようになります、と言うと大きな誤解を生むことになります。つまり、内水氾濫に対するリスクはまだ低減できてないはずですよ。ですから、この事業の効果は確かにご説明のとおりなのですが、やはり、住民の方に対して、まだ内水氾濫の手当は実施できていないということをお伝えすることが重要だと思います。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

③河川事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・ 審議事業：治水ダム建設事業「一級河川 亀尾島川 内ヶ谷ダム」
- ・ 説明者：河川課 鈴木課長

【審議】

水野委員

今回、事業費がかなり増加していますが、費用対効果は前回評価時と比べてほとんど変わっていないので、事業費が増加しているけれどもその分便益も増加しているということだと思いますが、その理由について教えてください。

説明者（鈴木課長）

四捨五入の関係で、費用対効果は前回評価時と今回が同じ1.1となりますが、前回評価時が1.10で、今回は1.05ですので少し下がってはいます。資産額が増えたため便益が増えたことにより、費用対効果は大きくは下がらなかったということになります。

水野委員

なぜそれほど資産額が増えるのですか。

説明者（鈴木課長）

大きくは変わらないのですが、過年度よりも氾濫域の資産価値が上がっています。

水野委員

資料の「7. 事業費」の中の、「コスト縮減を検討した結果、161億円の増額が必要となりました。」という表現に違和感があります。161億円の増額とコスト縮減については別の話ですので、分けて記載したほうがいいと思います。

八嶋委員長

ご指摘のあったとおり、公表する資料については修正していただけますか。

説明者（鈴木課長）

わかりやすい表現に修正させていただきます。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

④林道事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・ 審議事業：公共林道事業（地方創生道整備推進交付金）「三倉～上ヶ流」
- ・ 説明者：森林整備課 臼井課長

【審議】

松永委員

事業の進捗状況についてですが、令和3年度が一つのくくりとしてあり、現在の進捗率が46%で事業期間の延長を検討されているということですが、当初から厳しい事業期間の計画だったのですか。

説明者（臼井課長）

林道事業の場合は、全体計画をたてるときに概算で事業費を算出し、実際の工事が始まる前年度又は前々年度に詳細設計を行います。今まで開設した箇所では、片栈道の工法であったり地すべり地のためにグラウンドアンカー工というような、当初予定していなかった高額な工法を要する箇所が多々出てきました。そのため、開設単価が当初予定より高くなり、その分進捗が落ちました。ただ、残工区については、比較的地形が緩やかな箇所が多くを占めているので、今後の進捗率は今までよりは向上していくものと見込んでおります。

八嶋委員長

事業評価監視委員会ではコストの進捗率が示されることが多いのですが、コストに関する進捗率は現在何%ですか。

説明者（臼井課長）

事業費については現在66.9%です。

八嶋委員長

まだそんなに伸びていないのですね。高額な工法を多く実施されたということだったので、コストについてはもう満額近く使われたのかと思いました。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

⑤道路事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・審議事業：道路改築事業（社会資本整備総合交付金事業）「(国) 418号 丸山バイパス」
- ・説明者：道路建設課 藤井課長

【審議】

八嶋委員長

費用対効果の効果は、国と県の割り当てを含めて、道路が完成した場合を見込んで算出していますよね。費用は、県の事業費のみが計上されていますね。そのような算出方法でよろしいのですか。

説明者（藤井課長）

効果についても県だけの部分としており、2車線化による効果に限って算出しています。また、費用についても県の事業費のみで算出した結果、費用対効果が2.1となっています。

八嶋委員長

県の総事業費は53億円ということですが、費用対効果分析において、事業費が1.5倍になる要因は为什么呢。

説明者（藤井課長）

着手年度が平成5年ということから、社会的割引率が過去に遡り適用されるため、その分だけ事業費が増加します。

水野委員

現在の418号はそのまま残すのですか。

説明者（藤井課長）

現道は一般国道として残すのではなく、新丸山ダムの管理道として国に移管する予定です。

水野委員

それに関連して、現418号の現在の交通量と、新418号の交通量の見込みについて教えてください。

説明者（藤井課長）

現道は一部通行規制をかけており、基本的には通れない状況です。新418号は、将来的には24時間約4,000台を見込んでいます。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

⑥道路事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・審議事業：道路改築事業（県単道路新設改良事業）「(主) 白川福岡線 黒川工区」
- ・説明者：道路建設課 藤井課長

【審議】

池田委員

現道が冠水することがあるということですが、新しいバイパスは冠水しないということについては、費用対効果分析のどの部分の便益に反映されているのでしょうか。

説明者（藤井課長）

冠水による通行不能が回避されるということについては、便益には反映されていません。事業の効果については、走行時間短縮便益、走行経費現象便益、交通事故減少便益を算出しているため、冠水し通行不能になることについては、そもそも便益の項目に入っておらず、3つの視点で効果を算出しているということをご理解いただきたいと思います。

高橋委員

バイパスができることにより現道がそのまま残りますよね。現道沿線に多くの住宅がありますが、現道の状況は変わらないですね。

説明者（藤井課長）

現道は町に移管する予定です。現道の悪いところはしっかり補修してから町へ移管し、町に今後の維持管理をしていただきます。今回バイパスを開設することにより、通過交通はバイパスを走るため、現道については地域の方々が利用するということから、交通量は減少することが見込まれます。

高橋委員

冠水の対策はするのですか。

説明者（藤井課長）

冠水対策については、高台に道路を計画しています。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

⑦道路事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・審議事業：道路改築事業（社会資本整備総合交付金事業）「(一) 養老垂井線 橋爪工区」
- ・説明者：道路建設課 藤井課長

【審議】

八嶋委員長

確認ですが、事業が始まって5年目ということでの事業評価ですが、再評価というくりでいいですか。1回目の評価でも再評価となるのでしょうか。

説明者（藤井課長）

本委員会での評価が1回目であったとしても、新規事業採択時の評価より5年が経過したことから、再評価となります。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。